

教育実習の受入について

令和2年11月26日
川越市教育委員会

教育実習は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員免許状取得のため、学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるための重要な機会であり、次代の学校教育を担う後進を育む重要な活動です。

こうした意義や必要性を鑑み、安全で円滑な受入を進めるために、下記のとおりとします。

記

- 1 川越市立学校において教育実習を行う学生は、感染症疾病等身体上の異常がない者で、次の各号のいずれかに該当する者に限ること。
 - (1) 本市の市立学校を卒業した者
 - (2) 大学長の推薦を受けた者
- 2 校長は、上記1に該当する者の中から、教育実習生にふさわしい者を選定し、受入を許可すること。
- 3 教育実習の受入は、次のとおりとする。
 - (1) 受入期間は、受け入れる学校の校長の指示に従い、教育活動に無理のない期間とすること。
 - (2) 中学校・高等学校の教育実習については、受入人数を、原則として同一期間、1教科について1名を原則とする。但し、正常な教育活動に支障をきたさないと校長が判断した場合は、この限りではないこと。
 - (3) 教育実習生1名について、指導教諭1名を充てること。
 - (4) 教育実習生が、実習において発生させた事故の一切の責任は、大学が負うものとする。
- 4 教育実習の受入に当たっては、教育実習の開始日の90日前から30日前までに、申請をした大学に、次の書類を提出させること。
 - (1) 「学生の教育実習について（申請）」・・・様式第1号
 - (2) 「教育実習に係る誓約書」・・・様式第2号
 - (3) 大学の学長又は学部長の推薦書・・・大学の様式
- 5 教育実習の受入を決定した市立学校は、申請した大学へ、教育実習の開始日の90日前から14日前までに、次の書類を送付すること。但し、様式については、申請した大学の様式もしくは各市立学校の様式を可とする。
 - (1) 「内諾書」・・・様式第3号

- 6 教育実習の受入を決定した市立学校は、受入れ開始日の14日前までに、上記4と5の書類の写を、川越市教育委員会教育指導課へ提出すること。
- 7 市立学校が特定の大学と継続的に教育実習生を受け入れる協定を結ぶことはできないこと。
- 8 教育実習を受入れ、実習が修了した場合は、学年末までに「教育実習生の受入について（報告）」（様式第4号）により、川越市教育委員会教育長あて（教育指導課担当者扱い）に報告すること。
- 9 教育実習の受入については、この通知によるほか、校長が必要な事項を別に定めることができること。

付記 本通知は、令和3年度以降に行う教育実習から適用するものとするが、教育実習生に対し、既に、校長が与えた内諾は、本通知によりなされたものとみなすことができる。